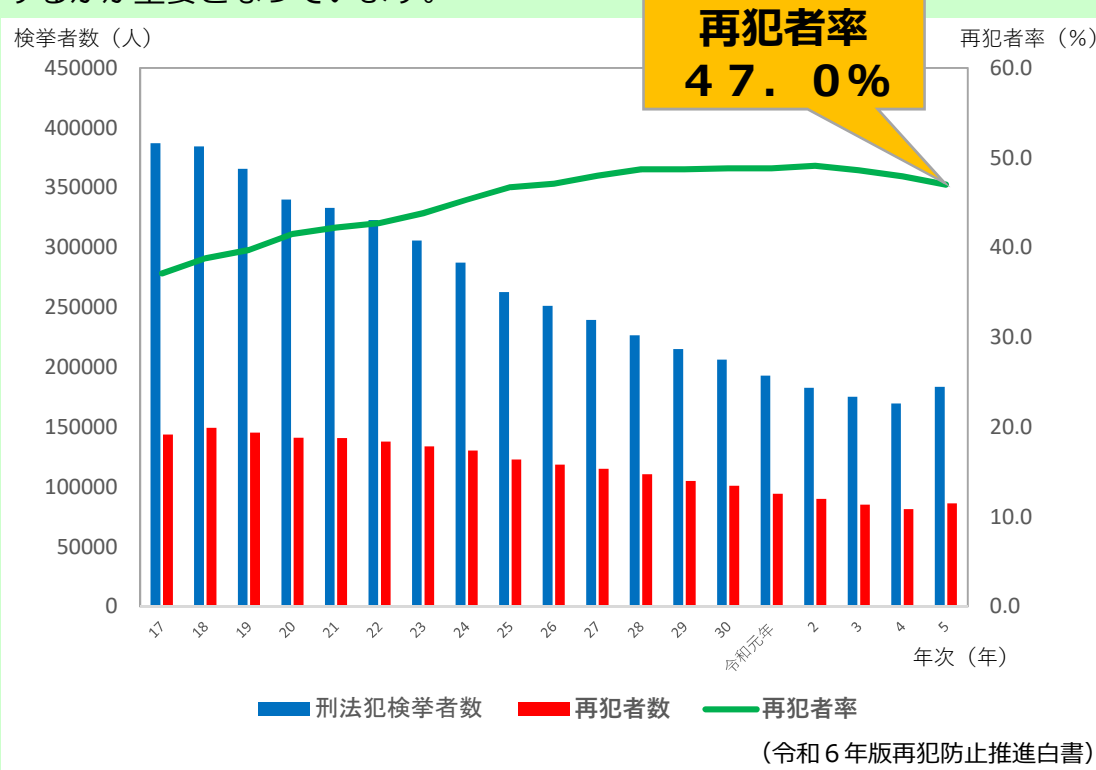


知っていますか？再犯防止

刑法犯検挙者のうち**約半数が再犯者**となっており、犯罪の繰り返しをいかに防止するかが重要となっています。



再犯防止の課題

犯罪や非行をした人の中には、仕事や住居がない・高齢・障がいがあるなどの様々な「**生きづらさ**」を抱えている人がおり、地域社会に戻っても、必要な支援を受けられずに孤立し、再犯に至ってしまうことがあります。

再犯防止のために

四国矯正管区
再犯防止マスコット
キャラクター
「再犯ぼうしくん」



四国では、**検察庁**、**矯正管区**、**地方更生保護委員会**などが一体になって「**四国再犯防止会議**」を設置して、四国内の関係機関相互の連携と、必要な施策を進めているんだよ☆

各機関は再犯防止のために何をしているのかな？
具体的に裏面で見てみよう！

【お問い合わせ】

四国再犯防止会議 ≪令和7年度事務局≫ 高松高等検察庁(企画調査課)
〒760-0033 香川県高松市丸の内1-1 高松法務合同庁舎6階
電話：087-821-5631

再犯防止についてもっと知りたい方は

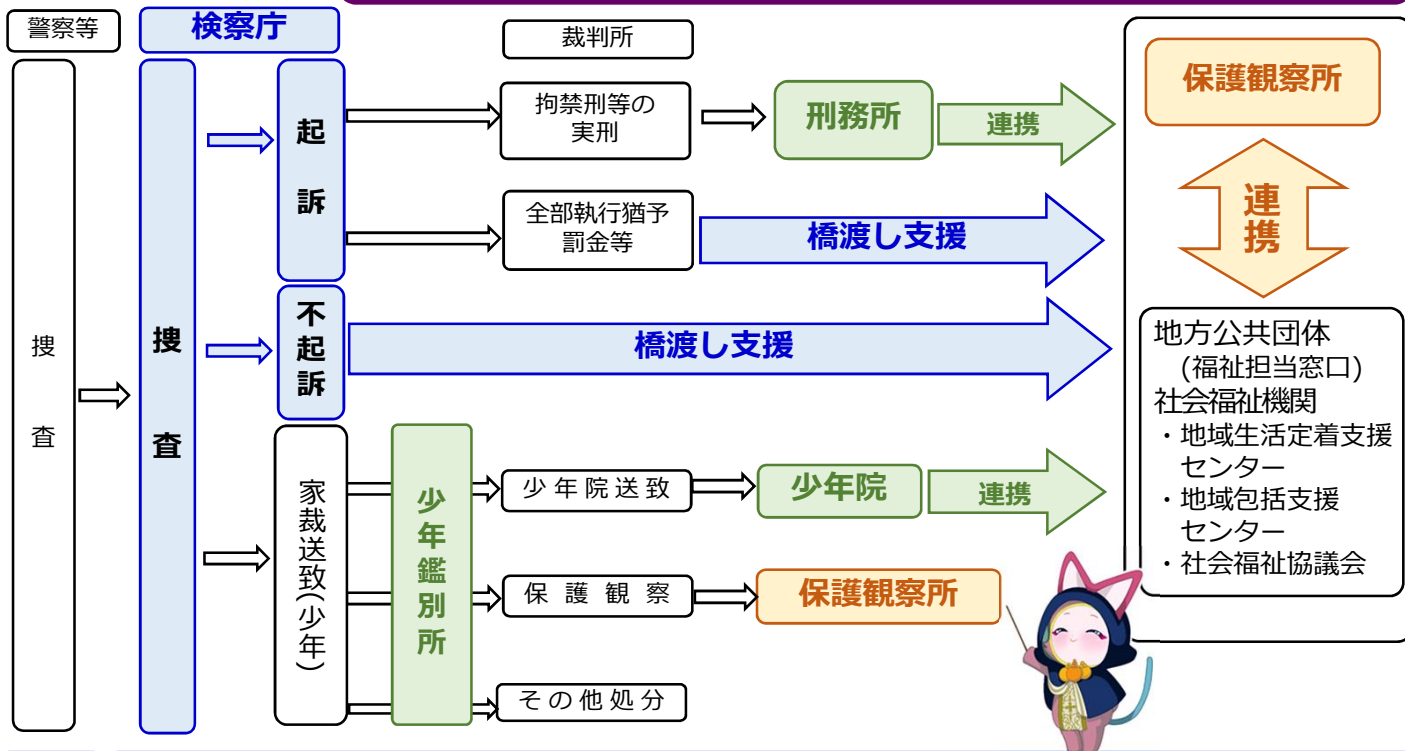
検索

法務省 再犯防止



刑事手続の流れと再犯防止の取組

法務省では、犯罪をした人が社会の中で安定した生活を送れるように、福祉機関や地域の皆様の協力を得ながら、切れ目のない支援に取り組んでいます



検察庁

事件を捜査した後、起訴・不起訴等の処分決定をします。
その際、今後の生活支援等が必要な人を、社会福祉機関や保護観察所等につなぐ橋渡し支援を行っています！

矯正施設(矯正管区)

出所(院)後、地域社会から孤立して、再び犯罪をすることのないように、更生を促し、再犯を防ぐよう取り組んでいます。

☆コレワーク四国による就労支援

コレワーク四国では協力雇用主の方からの相談、雇用に関する情報提供、雇用支援セミナー、個別相談会を随時実施しています！



☆法務少年支援センターの活動

各県の「少年鑑別所」内に設置されており、未成年の非行問題だけでなく、親子関係、職場・学校での問題、成人の方の犯罪行為等の相談、研修・講演、その他相談内容に合わせてお受けしています。



← 詳しくはこちらから →

保護観察所 (地方更生保護委員会)

犯罪や非行をした人を地域の社会福祉機関や支援センターにつなげる支援をして、安全・安心な地域社会、共生社会の実現を目指しています。

☆保護観察所による地域援助

地域住民や関係機関・団体の皆様からの相談に応じ、保護観察官の専門的知識を活用した支援を行っています。



☆社会を明るくする運動

犯罪や非行のない明るい社会を目指す全国的な運動です。



← 詳しくはこちらから →

犯罪のない幸福で明るい社会を願うシンボル
「幸福の黄色い羽根」